

## 留学生推薦にあたってのお願い

### (推薦対象者の資格)

- 大学院の正規課程に在学し、工学（ただし医学・薬学に関連の深い分野に限る）に関連する分野を研究する学業優秀な私費留学生（在留資格が「留学」の者に限る。ただし研究生は不可。）
- 在籍する研究科に関わらず、人間医工学、生体材料工学及び生命情報学・計算科学等、医学・薬学に関連の深い工学に関する研究をしている、博士後期課程（一貫制博士課程は可。修士課程、博士前期課程は不可）に在籍する留学生
- 2019年4月1日時点で満38歳以下の人
- 国際的視野を持ち、日本と母国の架け橋としてリーダーシップを発揮できる人
- 革新的な研究に携わる人
- 奨学期間中に研究成果が見込まれる人
- 学資の支弁が困難と認められる人
- 当財団のイベントや奨学生のネットワークに積極的に参加し協力できる人
- 日本語を学ぶ意欲のある人
- 財団に提出する書類（応募書類を含む）に対して指導教員などのしかるべき指導、チェックを受けられる人
- 標準修業年限内での修了が見込めない人は推薦対象外です（長期履修生やオーバードクターも不可）。採用されてから卒業延期となった場合は奨学生資格が取り消されます。
- 他奨学金との併給は不可です。
- これまで直接応募で1度でも弊財団の奨学生として採用されたことがある人、又は過去に弊財団に応募し不合格になった人は推薦対象外です（直接応募にてご応募ください）。推薦対象外の人が推薦された場合は不合格となります。  
※弊財団で過去応募者の記録と照合いたしますので、予めご了承ください。  
毎年、過去不合格歴があるという理由で複数の応募者が選考外となっています。被推薦者の応募歴が不明な場合は事前にお問い合わせください。
- 奨学期間中に合計40日以上日本を離れる人は推薦対象外です(帰省・旅行等も含む)。
- 2018年度に貴大学からの推薦により弊財団の奨学生として採用された人で、継続推薦にふさわしいと判断される場合は、継続申請も認めます（ただし、奨学期間は最長3年まで）。継続申請する場合は、継続申請用の願書を使用してください。

### (国籍)

- 奨学生の国籍・地域を幅広く求めるため、新規申請者を推薦する場合は、前年度と異なる国籍の人を優先してください。
- ※ 該当者がいない場合は事務局までご相談ください。

願書の内容が乏しい場合や成績等、弊財団の奨学生の基準を満たさない人が推薦されてきた場合は不合格とする他、場合によっては願書の再提出または別の候補者の推薦をお願いすることがございますので予めご了承ください。

### (応募方法)

申請サポートシステムを導入しています。「Web提出」と「原本の郵送」の両方の手続きが必要です。※詳細はパンフレットの別紙「申請の流れ」をご覧ください。